

令和元年 1 月定例会

請願・陳情文書表

(インターネット公開版)

鳥取県議会

目 次

陳 情 の 部

陳情一覧表	1
総務教育常任委員会	5
福祉生活病院常任委員会	11

陳 情 一 覧 表

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
総 元年 - 19 (元.11.19)	総 務	桜を見る会の実態解明を求める意見書の提出について	倉吉市 足 羽 佑 太	
総 元年 - 21 (元.11.28)	総 務	鳥取県が保有する公用携帯電話等の実態把握等について	倉吉市 足 羽 佑 太	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
福 元年 - 20 (元.11.21)	生活環境	公共放送の運営に係るコンプライアンスの徹底及び消費者保護体制の強化を求める意見書の提出について	倉吉市 足 羽 佑 太	

陳情一覧表

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
元年-19 (元.11.19)	総 务	<p>桜を見る会の実態解明を求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>秋なれど満開に咲く桜花されど花びら黒く染まれり 日本の美を象徴する桜の花。和歌や俳句にも用いられ、 桜、菊は、日本の国の花でもある。そんな桜に関して、由々 しき問題が浮上している。</p> <p>多額の税金が使われている安倍晋三首相主催の「桜を見る会」に、首相の後援会関係者が大量に招待されていると報じられ、反響を呼んでいる。「各界で功績、功労のあつた方々を幅広く招待している」とのことだが、その招待状をみると「家族・友人・知人」などを含め広く参加でき、その功績、功労の審査が不十分なまま、関係者を首相事務所への申込みベースで際限なく招いた疑いが持たれ、税金で首相自ら後援会関係者をおもてなしした「税金私物化疑惑」が浮上している。その後、首相の一存で中止を発表し、これも私物化である。</p> <p>桜を見る会は内閣の公的行事。従来1万人前後だった参加者が安倍政権下で増え続け、今年は1万8200人。2018年には予算の3倍、5229万円が支出され国会で問題になっている。</p> <p>報道によれば、首相の地元・山口県の複数の後援会関係者は「桜を見る会に山口県から数百人規模で参加している」「恒例の後援会旅行で、その目玉行事が、桜を見る会だった」と証言。招待者の人選は下関の安倍事務所が行い、飛行機やホテル、バスも事務所が手配するなど、詳しい経緯も判明した。今年1月に閣議で配布された「桜を見る会『開催要領』」と題する文書では、「招待範囲」となっているのは「皇族、元皇族」「各国大公使等」「その他各界の代表者等」</p>	足 羽 佑 太 (倉吉市)	

総務教育常任委員会・陳情

	<p>など 11 項目が列挙されているが、この「等」が拡大解釈された疑いがある。</p> <p>さらに、桜を見る会の前日に開いた夕食会費用について、安倍事務所が参加者から 1 人 5 千円を集め、ホテル名義の領収書を発行したそうだ。報道では、ニューオータニでの会食は 1 人 1 万円以上とある。もし、5 千円では足りずに差額を事務所側が負担していれば、公選法が禁じる選挙区内での寄付行為に当たる可能性もある。また、これらの支出は政治資金収支報告書に記載する必要があり、政治資金規正法違反の疑いもある。</p> <p>また、今年 4 月 13 日に開催された「桜を見る会」の招待者名簿を、内閣府が 5 月 9 日に廃棄したと説明している。議員が資料要求した当日のことだった。公金を使用する招待である以上、公文書管理法に従って適切に管理することが必要であるし、自民党鳥取県連の石破さんも派閥会合で、「やっぱり名簿はちゃんと残しておかなきやいかん」と語った。</p> <p>以上述べてきたように、桜を見る会については、招待範囲が妥当であったかどうか、実態解明と問題の是正が必要である。具体的には、①桜を見る会の招待者範囲の適正化、②不適切な招待は無かったかの検証、③公文書の管理期間の見直し、④国民への説明責任の全うが求められている。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>桜を見る会について、鳥取県議会から国に対し、①招待者範囲の適正化、②不適切な招待は無かったかの検証、③公文書の管理期間の見直し、④国民への説明責任の全うを求める意見書を提出すること。</p>	
--	--	--

総務教育常任委員会・陳情

元年-21 (元.11.28)	総務	鳥取県が保有する公用携帯電話等の実態把握等について ▶陳情理由 先に私は、鳥取県（財政課、総務課等）に対して、鳥取県の公用携帯電話・カーナビの台数及びそれぞれについて、いわゆるワンセグ機能はついているかを、鳥取県の公有財産の実態を県民に明らかにする必要性の観点から照会した。 なぜならば、総務省の見解として、ワンセグ機能のついた携帯電話等を保有しているならば、それについて、放送法第64条によって日本放送協会との受信契約が必要であると示され、また、2019年3月12日には、ワンセグ機能のついた携帯電話について、最高裁が受信契約を義務であるとの決定を出しているからである。 なお、日本放送協会によれば、この契約義務は、個人のみならず民間企業など法人、官公庁なども対象とされている。 鳥取県庁（総合事務所及び地方機関などを含む）全てにおける公用携帯電話の台数及び1か月のおおむねの使用料は、財政課によれば、契約台数2412台、使用料金7,252,134円（10月請求）であるとの回答をいただいたものの、「公用携帯のワンセグ機能の有無については、確認ができず、また取りまとめを行っている担当所属もない」との回答だった。そして、それでは調査をすべきではないかと伝えたところ、「各所属に照会するようにとのご依頼をいただきましたが、県では、把握していない情報について、特定の個人の方に回答することを目的として調査等をするといった対応は行っておりません」との回答が返ってきた。 そもそも、放送法の規定により、放送を受信できる対象の受信設備を保有していれば受信契約が必要とされ、該当台数を「把握していない」こと自体がおかしいことであるし、鳥取県民参画基本条例（平成25年鳥取県条例第3号）の観点から、この調査の結果に関しては、ある種公租公課に類するような受信料について、説明責任を有するはずで	足羽佑太 (倉吉市)	
--------------------	----	---	---------------	--

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

	<p>ある。鳥取県では、予算編成過程の公開もしている。その説明責任があるはずである。</p> <p>他自治体の議会では、ワンセグ携帯電話の実態把握等の一般質問があり、執行部は「ワンセグ機能のついた携帯電話・カーナビの放送受信契約の締結の必要性につきまして、放送法を所管する総務省へ確認したところ、ワンセグ機能つき携帯電話等は、日本放送協会放送受信規約第1条第2項において、受信契約の対象である携帯用受信機に含まれる旨の回答を得ており、放送受信契約の締結が必要であると認識したところでございます。そのため、放送受信契約の締結を前提とした事務処理を進めていく予定ですが、先日行いました中核市への調査におきましても、ワンセグ機能つき携帯電話等で放送受信契約を締結している市はごく少数との結果を得ているところでもあり、放送法の規定と実態が著しく乖離した状況にあります。このため、本市といたしましては、NHKに対しまして、放送法の規定どおりの統一的な運用を行っていただくよう要望書の提出を行うこととあわせまして、総務省とも現状について十分情報交換をしてまいりたい」、「御指摘のNHKとの受信契約につきましては、他の自治体も同様の問題を課題として抱えていると思われます。…これまでの判例、それから、他の自治体の動向も踏まえまして、今後適切な対応を検討してまいりたい」、「ワンセグ機能つき携帯電話やカーナビなどについては契約義務が生じる可能性があることから、今後NHKと協議を行ってまいります」などと当局が答弁している。</p> <p>なお、以下は付言であるが、本来官公庁におけるワンセグ機能付き携帯電話等については、公務員には地方公務員法等によって職務専念義務があるので、執務中に見ることは考えがたく、いわゆる「放送の受信を目的としない受信設備」（放送法第64条第1項ただし書）であり、それに対して、契約を強いるという日本放送協会の運用自体がおかしいと考えている。</p>	
--	--	--

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		<p>▶陳情事項 鳥取県が保有する公用携帯電話・カーナビについて、ワンセグ機能の有無を調査すること。</p>		
--	--	--	--	--

総務教育常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
元年-20 (元.11.21)	生活環境	<p>公共放送の運営に係るコンプライアンスの徹底及び消費者保護体制の強化を求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>報道によれば、NHK の受信契約などを巡り、全国の消費生活センターに寄せられた相談件数が 2016 年度に 8472 件となり、過去 10 年間で 4 倍に急増した。件数は、その後 2017 年度に 10641 件、2018 年度は 8067 件となっており、高値で推移している。なかには、本来時効 5 年の受信料に關しそれ以上請求しているケースもあり、消費者問題に詳しい弁護士は「NHK は適切な集金に努めるべきだ」と指摘する。</p> <p>最近では、9 月 27 日、NHK 名古屋拠点放送局から受信料の集金業務を委託されていた会社の社長の男が、契約者名簿を流出させ、共謀者がその個人情報を基に特殊詐欺をしたゆゆしき事件が発生している。</p> <p>この問題に関しては、自由民主党の小野田紀美参議院議員も、令和元年 5 月 22 日に消費者問題に関する特別委員会においてもとりあげ、政府委員との議論を展開した。テレビ放送サービスは 20 代の相談のトップ 3 に入っており、そして高齢者も 60 代、80 代とランキング入りしている深刻な実態が浮かび上がった。</p> <p>議事録を読むと、「強引な契約をさせられた」「よく分からないけど全員払わなきゃいけないんだぞと言われてテレビを持っていないのに契約をさせられた」「衛星放送は見れないのに、普通の地上波の方で出したら誰かが勝手にチェックしていて、衛星放送の分まで払っていた」などの、法令違反を疑わせる記述が多数ある。「衛星放送の受信設備がない世帯に対し、契約書を書き換え、衛星放送契約にする</p>	足 羽 佑 太 (倉吉市)	

福祉生活病院常任委員会・陳情

	<p>などの不正手続が4件あったというふうに認めていたりもする」との驚くべき実態がある。</p> <p>私は、これを読んで、自民党の小野田参議院議員は本当にすばらしい問題提起をされているものと感じた。この動画は参議院の録画中継で見ことができるので、ぜひご観覧いただきたい。</p> <p>小野田参議院議員が指摘されるように、「ここに書いてあるものって本当に氷山の一角」「なかなか相談できない中でこれだけたくさんの相談が寄せられているというのは、私は異常事態だと思う」。</p> <p>NHKの料金に関しては、「特殊な負担金」「サービスの対価としての料金ではなく、公共料金そのものではないが、公共料金的な性格がある」とされ、そのため説明義務、契約関係からの離脱のルール、販売勧誘活動の在り方についての特定商取引法などのルールが適用されず、抜け道になっている。</p> <p>2017年でいえば、消費生活センターに寄せられる相談総件数(PIO-NET)93万件のうち、1万件以上がNHK関連という事態について、問題視する必要がある。</p> <p>以上述べてきたように、NHKの契約事務に係るコンプライアンスの徹底と、総務省等関係省庁における監督の強化、消費者保護体制の強化について、地方自治法第99条の規定に基づく意見書を提出されたい。</p>	
--	---	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

